

東一字都宮青果株式会社「一般事業主行動計画」

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの4年間
2. 内容

第1項目

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など、諸制度の周知。

《目的》 少子化対策及び社員が安心して働き続けられる職場環境の実現。

《実施計画》

- (1) 諸制度に関する社内規程等について、社員へ周知する。
- (2) 妊娠中の産休・育児復帰後の女性社員のための相談場窓口を設置する。
- (3) 該当者への個別説明会を行う。
- (4) フレックスタイムなど、変形労働時間制の導入を検討する。
- (5) 男性社員についても、子育て休暇の取得を促進する。

第2項目

ノー残業デーの設定・実施。

《目的》

- ① ワークライフバランスの浸透を図ることで、社員の健康保持に寄与する。
- ② 心身のリフレッシュや自己啓発などを図り、モチベーション向上や生産性向上につながる職場環境づくり。

《実施計画》

休日前（会社カレンダーに基づく）を「ノー残業デー」とする。